

国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS） ミッションの受入れ

令和5年11月8日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS: Integrated Regulatory Review Service）ミッションを受け入れることのできる承について諮るものである。

2. 経緯

令和4年10月26日の令和4年度第47回原子力規制委員会において、次のIRRSミッションを受け入れることについて検討し、時期、内容等について原子力規制委員会に諮るよう指示があったことから、その受入れ等について検討した。

3. IRRS ミッションの受入れについて

IRRS ミッションを受け入れることとし、同ミッションの実施時期を令和7年度下期頃と想定し、IAEA に対して正式要請する。

4. IRRS ミッションの受入れに向けた今後の手順

今後、外務省等と連携して、以下の手順により IRRS ミッション受入れに向けた準備を進めることとする。

- (1) IAEA に対する正式要請文書の発出（令和5年11月中目処）
- (2) IAEA からの回答文書受取
- (3) IAEA との調整
 - －IAEA とミッション実施時期、ミッションチーム・メンバー等の調整
 - －国内関係省庁とミッションのレビュー対象モジュール等の調整
- (4) IAEA との公式準備会合（令和6年度（2024年度）冬以降[※]）
 - －ミッション実施時期、レビュー対象モジュール等の確定
- (5) IRRS ミッション（令和7年度（2025年度）下期頃[※]）

※ 公式準備会合及び IRRS ミッションの実施時期については、今後の IAEA との調整により決定する。

以上